

会 議 録

会議の名称	第6期 第3回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	平成30年11月20日（火） 午後5時00分から午後7時00分
開催場所	小金井市 前原暫定集会施設 A会議室
出席者	<p>【委員】 高橋 智委員（会長）、矢野 典嗣委員（副会長）、佐藤 宮子委員 赤濱 高之委員、久野 紀子委員、吉岡 博之委員、小松 淳委員 福原 昌代委員、川久保 敦子委員、小幡 美穂委員、平田 勇治委員 瀬戸口 弘一委員、三笠 俊彦委員、畑 佐枝子委員、加藤 了教委員 田中 麻子委員、緒方 澄子委員、室岡 利明委員</p> <p>【事務局】 自立生活支援課長 自立生活支援課障害福祉係長 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課障害福祉係主任 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第6期 第3回 小金井市地域自立支援協議会 全体会のとおり

第6期 第3回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

(事務局)

定刻となりましたが、開会前に自立支援協議会の委員の方に変更がございましたので委嘱いたします。

相談支援部会としてきた包括支援センターの増田委員が、第五期も参加していただいていた、にし包括支援センターの久野委員に変更となりました。

本来なら委嘱状の交付などさせていただくところですが、議事の関係上割愛し、久野委員にはご挨拶をいただきたく思います。

(久野委員)

小金井にし地域包括支援センター久野と申します。

今年度、きた包括増田敏子委員が、任命されていたかと思いますが、急遽10月末で退職されまして、私の方が過去に何年間かこの協議会の委員をさせていただいていたので、今年度は受けさせていただきました。

またどうぞよろしく願いいたします。

次第1 開会

(会長)

それでは第3回地域自立支援協議会開会します。

まず事務局から資料説明をお願いいたします。

(事務局)

<配布資料の確認>

資料1 各部会の報告

資料2 自立支援協議会全体会8月29日の会議記録。

資料3 障害者週間スペシャルイベントについての出席について依頼文

資料4 小金井市自立支援協議会設置要綱について

資料5 移動支援事業に運用資料

資料6 知ってて良かったメンタルヘルス (メンタルブックガイド)

資料6-2 朝日新聞記事

資料7 災害に備えるハンドブック、何冊かに分けて提供しています

資料8 障害者週間シンポジウムのシナリオ (案)

資料9 シンポジウムチラシ (案) です

資料10 障害者週間スペシャルイベント講師依頼文

資料11 障害者週間スペシャルイベントタイムスケジュール (案)

次第2 議題

1 各部会からの報告

(1) 相談支援部会

1月13日開催しました中で、地域生活拠点等について話し合いました。

この事業は地域で住み続けられる。24時間体制というところと、あとは体験の場を作っていくというようなどころでございますので、その辺のお話をさせていただきます。

その中で小金井市のネックとしては、基幹相談支援センターの設置っていうところがどこを何になるのかというところと、あと24時間対応、日々の不安とか緊急対応について、どのような対応は可能かなというようなどころもお話をさせていただきます。

今後の課題といたしまして市内の事業者にきちっと周知をしていく上で、事業ができたときの周知というものが非常に大切であって、各種事業所でも検討する時間が与える必要性がありますという話が出ておりました。

今後についてはですね、ちょっとイメージ図ですとか核になる事業所というものを落としてもらいながらその中でまた議論を重ねていき、ある程度できた段階で、全体会に諮らせていただければと思っているところでございます。

以上でございます。

(2) 生涯発達支援部会

生涯発達支援部会では、逐条解説の作り方、あとパンフレットについて、また差別解消委員会（仮称）ですね、についてあと、共に学び合い考えていく場をどういうふうに設定していくか、当事者部会を作ってほしいという声にどう答えるかということで話をしていきました。

特に最初の逐条解説とパンフレットについて、その後の合同部会の方でもちょっと提案をさせていただきました。

逐条解説については、やはりこの間の9月に一般の市民に逐条解説の案をお伝えしていますが、一般の人からの意見をどう言うふうに取り入れるのか、またその事を、整理をした方がいいのではないかという話が出ました。

逐条解説については、しっかり作っていった方がいいのではないかという話になったと記憶しています。

それから、パンフレットについては、やはり市民参加で作ってきたいということで、作戦会議を持ってはどうかということで話がありました。

こちらが合同部会の方に提案をさせていただいて、自立支援協議会委員からも何人か一緒にやりますということで手を上げてもらって、実際にスタートし

ているところです。

これについてのご報告をこの場である程度お伝えしたいと思います。

パンフレットの作成については、自立支援協議会委員からは佐藤さんと畑さんと田中さんと私の方が中心になって、あとは一般市民の方を交えて、だいたい毎週月曜日、集まっております。

毎週月曜日集まっていく中で、方向が固まってきたのは、目的としては、条例の説明だけではなくて、共生社会というものをどういうふうに作っていくのかということがわかるようなパンフレットにしたいという気持ちで取り組んでいます。

カラーでだいたい30ページほど考えていますが、作ってみてどのくらいのページになるかはわかりません。

他の議題として上げさせていただきたいことが一つありまして、委員がこの中のパンフレットを作っていくスケジュールを考えたときに、今年度中にパンフレットを作らなければならないですが、やはり一般の方に見ていただく機会を持ちたいと思っています。

一般の方に見て貰う機会をどこで作ろうかと、スケジュール的に考えたところ、やはり1月15日の自立支援協議会が開かれますが、生涯発達支援部会でできればいいですね。

生活支援部会と合同開催という形で一般の方に来ていただいて、ある程度そこまでにたたき台を作らないといけません、そのたたき台を見て頂いて感想を頂きたいと考えています。ご提案したい議題です。

いわゆる夜しか来られない、昼しか来られない方という方もいらっしゃると思うので昼の方は、毎週月曜日にやっていますからそこに来ていただくということをしたと思っています。

もし今日ここで1月15日の部会で一般の方にパンフレットを見ていただく機会に充ててもいいということでしょうか、ぜひ12月8日のシンポジウムの時にも広報したいと思っています。

とりあえず以上であります。

補足等ありましたらよろしく申し上げます。

(会長)

二点提案がありましたよね。

現在、パンフレットを作っている、その検討の場を設けたいので。

1月の部会の時に生活支援部会からもお知恵をお借りして、それは良いですか？

(生活支援部会長)

若干時間を共有して、全部とはいませんが、1時間使うことではないと思っています。

もし可能ならばそういうこともできればという提案ですが、いかがですか？

市民の方から意見をいただくってこと、頑張って作っていらっしやって、結構30ページのボリュームな感じですねよ。

ぜひともできるようによろしくお願いします。

(会長)

ということで、1月にそういう形で進めるということで、準備の方をお願いしたいと思います。また、シンポジウムの際に声かけをしていただければと思います。

(委員)

この報告書の3番に差別解消委員会の仕組みについての確認が書かれていますが、パンフレットの中に差別の苦情の申し立てをする場所とか、どこに相談に行ったらいいとか、その辺もどうか委員会がどういう役割をするかを確認されていますか？

(事務局)

はい。こちらで取り扱う一番大事なところだと思っています。

まだ全体的にこれだっていうふうに決まっていないのでお示しをしていますが、差別事例など、こういうことがあったときにはここに相談というところもありますし、またその仕組みについて、わかりやすい形で、皆さんに周知できるようにしていきたいと思っています。

(3) 社会参加・就労支援部会

前回も、議題にしましたが、イトーヨーカ堂武蔵小金井店におきまして、福祉事業所の物品販売会が11月7日から9日に行われました。

様子の方はそちらの写真を見ていただくと、盛況だったという事がわかるかと思いますが、概ね15事業所が参加をして、この3日間の総額売り上げが53万円もあったとのことでした。

いろんな事業所の方に聞きますと、人通りがやはり多く、通常よりもすごく売り上げがいいとおっしゃっていたので、多分数字に反映されているのかなというように感じました。

また、前回報告をしましたが、この催しが終わった後にここに参加した事業所

が集まって、今後についてどのような形で継続できるようなことがあるかなっ
ていうことを話し合えればいいなと考えております。以上でございます。

(会長)

次年度も開催をこういう形で進めているのでしょうか。

(事務局)

事務局の方としてはこういった形で進めていきたいと、できれば1年1回と
言わずに何回もできるのであればと考えておりますけれども、イトーヨーカ堂
さんの事情もありますし、事業所も、各事業所の利用者さんと一緒に販売してい
ただくことなので、予定等をうまく合わせながら、できればと思います。

(会長)

せっかく売り上げもすごく良かったし、1回と言わずに続けられたらいいで
すね。

自立支援協議会の総意で回数を増やしていただきたいという要望があったと
いうようなまとめ方で、ぜひそういうふうにしてお伝えいただければと思いま
す。よろしく申し上げます。

(4) 生活支援部会

この日は私に不幸があつて欠席をしたので、申し訳なかつたです。

移動支援事業所のケアこげらの会の方に来てもらつて、放課後デイサービス
や移動支援の現状がどうなっているかということをお報告していただきました。

その中でいくつかの課題が出てくるということで、そこに書かれていますが
一つは大きくは厚労省での報酬改定があつて、そこら辺で大きく放課後デイの
報酬単価が下げられたことで支援事業所が撤退を考えざるを得ないような状況
が生まれつつあります。

市内では事業所がそんなに多くないので、運営が大変ですが、ニーズはあると
いうことで、その辺をどうしていくのか、市が策定した保健福祉計画障害者計画
の中ではそれなりに増やしていくという数値目標を掲げていますが、整合性
をどう保っていくか、今後生活支援部会員の中でも、あわせて検討していく課題
だと思つています。以上です。

2 事務局からの報告事項

(事務局)

まず、ご報告という事でお伝えさせていただきます。傍聴席の方に向かって左

のホワイトボードに、横断幕の案という形で張り出させていただきました。

横断幕などを掲示場所については、市において様々な政策に対しての横断幕の掲示の要請というものが有りますため、必ずある特定の場所に掲示するというのが、なかなか難しいところではあります。

ただ、条例は市を挙げて施行したものでございますし、その理念でございますので、できる限り良い場所に掲示ができるよう事務局も努力したいというふうに考えてございます。

この横断幕もまた、早めに取りかからなくてはいけないので、案として「全ての人が共に学び共に生きるまち小金井市」というのを提案させて頂きました。以上です。

(会長)

今説明がございましたが、質問等ありますでしょうか？

なんかずいぶんとシンプルになってしまった、条例の文言がありましたよね？

(事務局)

特に悩ましいところですが、この全ての人がというところですが、もともと障害のある人もない人もっていうところに入れさせていただいたので、その文言自体をまさに皆さんのご了解のもとにどちらにするかを決めさせて頂きたいと思っております。

9月の意見交換会の時に、この障害のある人もない人もっていうのが長いから、全ての人がとか全ての人にといい表現にしたらどうだろうかというお話がありましたので、短くさせていただいているところでございますが、差し支えなければ、例えば全ての人のところ、障害のある人もない人もというふうにこの表現にさせていただければと思うところでございます。

(会長)

「全ての人が共に学び共に生きるまち」となると趣旨としては、何のことか分からなくなるだろうと思います。

(事務局)

全体で全ての人が障害のある人もない人も表現でご理解いただければと思います。

(委員)

横断幕の横幅から文字数は減らしたいとお考えなら、せめて障害のある人も、共に学びとかそんな感じかなと思いますが、本当は条文のタイトルがきちっと反映した方がいいとは思っていますが、他の方の意見もいかがでしょうか？

(委員)

私としてはあえてこの方がいいかなというふうに思いました。これこそ求めることなのかなって思って。

だから、この辺あえて人権のところには障害者が入っていないこと自体がおかしいでしょっていうことで障害者だからこれをやっているのであって、これでかつ逆に興味を持ってもらって、何をやっているのと言う方が自然なのかなと思います。

逆に「障害者」とやると興味を持っていない人が「うるさいよ」ってなるか、「もう良いよ、分かったよ」っていう方向になってしまうのかなというふうに思うので、逆にこうしていただければいいのかなって方向としてはいいのではないかと私は思いました。

(会長)

そういった趣旨はよくわかりますが、全ての人は、高齢者も子どもも誰も彼もってなりますよね。

そうすると、あえて出す必要があるかなということもあるので、条例制定ではダメでしょうか。要するに条例を制定したってことを伝えたいことだと私は思っていました。

(事務局)

前回お出ししたのが、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例が制定されましたという表現でございました。では、基本的にはその表現でいきたいと考えています。

矢野委員に言われてしまったところですが、あまりにも文字数が多すぎるとぱっと一目で入りにくいというところがございます。

例えば小金井市条例が制定で止めてしまうとか、障害のある人もない人も共にまでで纏め、目指す小金井市条例だけで止めるとかっていうところですが、障害ってことを打ち出したっていう方々と、そうじゃなくてそんなことは当たり前だよっていう方々と両方が意見を踏まえた上で、委員の方にご了解いただいた上で、障害のある人もない人もっていうことを入れつつ、この表現いかがでしょうかというところです。

(会長)

主旨が大きく違って、条例が制定されたと言うことで私はいいと思
いますが、別にその先の話はしてないので、条例が制定されたということ
を伝えたいって言うことで、もともとは横断幕作ろうというのが私の提案
の主旨だったので、この案だと趣旨が違って来ると思います。

(事務局)

再度確認をとらせていただきます。10月にお出した資料1を基本に対
応させていただくということでご了解いただければなというところでご
ざいます。

読み上げさせていただきますと「障害のある人もない人も共に学び
共に生きる社会を目指す小金井市条例が制定されました」という表
現でご了解いただければというところでございます。

(会長)

もともと条例が制定されたってことを私は伝えなかったのです。

いつまでも提示するような物ではないと言うような問題の場合には
もう一度ここで検討頂ければと思います。いかがでしょうか？

違和感を持ったのは10月に決めたのになぜこうなってしまったのか
かと思っただけのもので、検討して頂ければと思います。

(事務局)

10月に決めたというよりは、どこに張り出すのかがわからないから、
この文言は決められないって言うお話で、確かその時終わっていたので、
どこがこの内容でよくないだろうと考えたときに、田中委員からも先
ほどありましたが、障害があるから、ないからって言う言い方よく
ないんじゃないかというお話がありましたので、そこの部分を私が自分
なりに斟酌して、こういった案を出したところですので、会長の方
から先ほどいただいた「条例制定しました」というところが大切であ
るということであれば、その形で作らせていただければというふう
に考えています。

(会長)

条例のタイトルは「障害のある人もない人も」であり、全ての人
ではないので、条例通りにやっていただくのが一番良いと思いま
す。

(委員)

まだちょっと考えがまとまらないというか、ちょっと悩んでいる
ところもある

りますが、そもそも確かにおっしゃるとおり、条例が制定されましたよという広報のためにということで、横断幕を掲げるということでお話があったという記憶はしております。

私の中で、全ての人がっていうのは、共生社会っていうところを作っていくっていう意味で、これは良いと思いますが、条例の広報にはならないよっていうことになると確かにそうだなって思ってますごく悩んでいるところです。

(平田委員)

私が学校の公立の小中学校向けにチラシを作って配付いたしました。

そのタイトルは、条例の名称そのままです。

あとポイントとしては、今年の10月1日に条例が施行されたっていうその日付も一つ大きな意味があるかなっていうふうに思っています。

意図としてはその学校の先生たちがこの条例が10月1日からあるから、意識して欲しいっていう思いがありました。

もし同じような考え方でしたら条例の名称と10月1日っていう。

2018年か平成30年でもそれがいいなと思いました。

(委員)

高齢者憲章ができたり、いじめのないまち小金井宣言っていうのがあったり、子供とか高齢者とか、わかりやすいものが今までできて、今度は障害者のための条例っていうそういうことがはっきりわかるという意味では「障害のある方もない方も」っていう言葉があったほうがいいのではないか、条例ができたのでやはりはっきり伝わるっていうことで、横断幕という話になってきましたので、条例だということをはっきりわかる文言がいいと思います。

もちろん全ての方って表現もありますが、今までの流れがわかってくるという意味でもやはり条例の言葉に近いものの方がいいと思います。

(委員)

この横断幕は、障害者週間だけではなくて、いろいろなところに小金井の目のつく所に掲げるなら、やはり「障害のある方もない方も」という方がポイントを絞っているのかなっていう感じがしますね。

この資料9の中では障害者週間のシンポジウムで「誰もが暮らしやすい小金井」この副題として障害者差別解消条例をきっかけがありますが、だからテーマで「だれもが暮らしやすいまちを考える」ということで今回このテーマになっています。

(会長)

平田委員もおっしゃっていましたが、合理的な配慮に関わるようなところで認められないという意見があって、10月1日にすでに条例出来ていますと伝えることが消えてしまいました。

このことが結構大事なことになるか思いますので、条例が出来たってことをお伝えして日付を入れて前回の案で進めることでお願いします。

(1) 難病者福祉手当条例の一部改正について

(自立生活支援課長)

市議会で議論のご報告でその中の議論でございます。

難病者福祉手当条例の改正につきましては、唐突なご報告になってしまい非常に申し訳ございませんが、自立生活支援協議会の8月に示させていただきました。

少し背景を述べさせていただきますと、平成27年1月からですね、いわゆる難病法が施行されまして、指定難病の56疾病から110疾病、その後半年置いてすぐ306疾病。そして、この4月1日に1疾病追加されました。

331の指定難病の状況の中で多摩26市の状況を簡単に説明させていただきますと、多摩26市ありますが、そのうち町田市、あきる野市は、この手当はございませんというのは、この手当につきましては各市団体独自の施策で、やっているものですから、多摩地区においては24市があります。独自事業ということでございます。

なおかつ先ほど難病法のことを触れさせていただきますが、その中で小金井市は83疾病ということで、指定難病が331疾病になったのに関わらず、独自事業とはいえ、疾病数を増やして来なかったというのも、非常に申し訳ありませんが、改めてその国の指定難病に対応する形で、同質の手当のある他市も23市全てその状況になっております。

非常に遅れて申し訳ないですが、それであわせて今回改正条例ということで、疾病数を追加させていただきました。

併せてですね、今回、一定条件をつけさせていただいた提案をさせていただいております。

それにつきましては、いわゆる東京都の方で医療受給者証医療券を所持している方に基本的に支給するっていう、なぜそうしたかというのは、小金井市独自に難病の方の診断できればいいですが、そのようなこちらの機関とかそういう機関は有りませんので、そういった東京都の医療券の医療証認定につきましては東京都のお医者様の方で申請され精査していただいているようなところで、そういう部分で一定公平性が担保されているということで、本市としてその基

準で対応させていただく形で今回条例を提案させていただいています。

ちょっと我々も参考にしたということで他市におきましても、その支給の制限っていうとマイナスのイメージになってしまいますが、そういった所得制限、これは今心身障害者福祉手当と全く同じ条件を設定させて頂いていますが、心身障害者福祉手当の所得の制限と全く同じで、併給制限は心身障害者手当、どちらかを選択するという形です。

24市の状況を簡単にご紹介させていただきますと、所得制限、併給制限、年齢の制限、の三つとも制限をおこなっている市は9市あります。

所得制限、併給制限の二つを行っている市が8市、併給制限のみ行っている市が4市、合計で21市が心身障害者福祉手当かどちらかを選択していただいている状況です。その状況も参考にして提案させていただいた状況がございます。

やはりその辺の条件を設けたことについて、どうなのかというようなご質問いただきまして、こちらとしましては、判断基準の公平性を東京都の基準で他市もやられているので、我々も同様にしているようなところでやらせて頂きたいというような説明をさせていただきます。

議論の内容といたしましては、そういった難病の方の実態調査を、行ってどうかっていうようなご意見、難病者の方のお話をもっと聞いたらどうかというご意見いただきました。

それはごもつともだと思ひまして、我々も日々そういうスタンスで仕事をしているところですが、我々の方も10月24日に難病者の方と話す会というのを開催させていただいて参加人数としては非常に少なかったですが、そういった部分の話を聞いて、東京都の方でも保健基礎調査が5年に一度行われている調査もございますので、難病の方の生活実態と他にも、いろいろ調査資料とかあれば、こちらとしても参考にして、自立生活支援課としてはそういった方の生活に寄り添っていく方向であると言う説明をさせていただきました。

今回昨日もちょっとそんな先ほど言ったような時間もありまして、なかなか議員さんの方も質問しきれなかった時間帯というのもありましたので、昨日は審議としては保留ということになりまして、また引き続き、12月の議会がございますので、その時にまた厚生文教委員会で質疑いただく形になっている状況でございますので、まだ審査中ということでご報告させていただきます。

(会長)

自立支援協議会でも、様々な議論が出ましたので、やはりいろんな課題が多いことではないのかなと議会でも保留ということになっているようですが、このことにつきまして、ご意見でございましたらお願いいたします。

(委員)

この件について、難病者の方と話す機会を持ったということで、今お話ありましたが、おそらく来ていただいてお話を聞くってということだと思いますが、それで間違いないですか。

やはり中には出てこられない方もいらっしゃると思います。そういった方への聞き取りというか説明ということは、される予定はあるのでしょうか？お聞きしたいと思います。

(事務局)

出て来られない方々への聞き取りというところで、先ほど課長の方も申し上げた通り、我々市よりも広域な都においても色々な方に対してのアンケート調査をされているというところもありますので、申し訳ありませんが、来られない方に対して1人ずつ聞いていくっていう形では今のところはこの制度については考えてはいません。

昨日の議論の流れで議員さんも厚生文教委員の方が11月11日難病の方と話す会ということで、来られない方とご家族の方は、直接こちらの方にはご連絡いただきたい質疑の中でそういったところで聞き取りさせて頂いたのは、議員さんもお存知だというお話は何っております。

(委員)

以前にもお聞きしたかもしれませんが、改定前には、何人の方が、今年度でも、昨年度でも良いので、難病手当を支給されていたのか？改定後331疾病になつては何人ぐらいになるのか。

改定前は総額どのぐらいの支給をされていたのか、この改定後についてはどのぐらいの総額となるのか、それから制限を受けることによって、いろいろ困る方がいらっしゃると思います。生活上の問題を含めてこれまでそれに頼っていた部分もあると思いますが、どのような対策をとられようとされるのか、この三つをお聞きしたいと思います。

(事務局)

改定前の83疾病の時は7月末時点の資料にはなっていますが、皆様にも資料をお送りしていると思いますが、1503人、1億2625万2千円という状況です。

これは受給者数と年額をそのままかけただけの数字ではありますが、最終的には拡大等をしてさらに併給や所得制限の上で支給が推定される数字は823人、7501万2千円であると考えています。

この難病の手当が支給されなくなって、私達の方でこのことでどのようにしていくかっていうところの相談支援の体制とか強化はしていきたいというふうに考えてございます。

それによって関係機関に繋る、もしくは生活上の悩みでどういうふうにしていけば、寛解に向かっていくのか等は保健師さんとかそういった方々と相談支援体制として、お話をさせていただいたりしたいなっていうふうには考えています。

それだけではなく、レスパイト事業とか、難病の患者さん本人も大変ですが、ご家族も大変であるという事で、ご家族の方がレスパイトできるような事業も考えられればというふうに考えています。

(委員)

具体的なことの質問ではないですが、今さらと言う気もしますが、最初に説明を受けたときはあくまでも協議会なので提言するとか諮問を受けるとか、そういう組織ではありませんっていうふうに伺って、そういう審議会ではないという説明を受けました。

今回の難病のことに関しての審議というか意見を聞きたいというのは、気持ち的にはわかりますが、失礼ながら議会も行政の方も自分たちが進めたい方向みたいな意見を自立支援協議会が言ってくればいいなっていうような雰囲気を持ってこられました。

でも、議会でも迷っているときに自立支援協議会の意見はこうだったからなっていうのをバックボーンのようにして持っていく。そういう会ではないのに、ただ、聞いてみてくれっていうように、その意見を求められているみたいなふうなものを感じてすごく居心地が悪いですね。

本当に意見を聞きたいっていうのであれば、少し資料いただきましたが、その後もっと詳しい機会とか資料とかそういうものをきちっと出していただいて、いつまでにご検討いただくとか、次の協議会では一定御意見を聞きたいと思うのでよろしくご検討くださいっていうふうに言われないと、今ここでただ意見を聞かせてくださいと言われても、このやり方が非常に不本意なので意見を言えないっていうか、責任を持って私はこういう意見ですっていう本当に言えないですね。

そういう進め方に対してすごく違和感を持つので、もし本当にこの委員会に意見を聞きたいのであれば、その前にそれなりの体制を整えていただきたい。

もしこの会議がそういうことの意味を出す会でない、どこかから聞きたいって言われたときに、それはこの会はそういう会ではないですから、個人的に聞きたいのでいらっしゃってください又はよくわかる事業者さんがいるようでした

ら、そういう事業者さんのところに行ってヒアリングしたらいいのではないかというふうに言っていただくとか、そういう形式をとっていただきたい思ったものですから。

今後のこの委員会の進めている協議会の進め方にもあると思って本来あるべき協議ができなくなってしまうのではないかなというふうに思ったものですからちょっと一言言わせていただきました。

(会長)

はい、ありがとうございました。

今日お配りされた会議録の、8月29日付けの12ページです。

この事業の課題について資料1枚で不十分だと思いますよと、このときにも、私はこういう発言をしております。

やはり意見が出されましたが、少なからずそういうところはあるのかなと思いつつながら、以前にもそういった指摘はされていたことだけ確認はさせていただきます。

(副会長)

私もまさしく先ほどの委員のご指摘通りだと思います。

8月に出されたときは紙っぺら1枚の各自治体での状況説明があつて、様々な委員の方から意見が出たと思います。

私もその後、厚労省のホームページで、難病の医療費の問題とかを少し調べましたが、十分理解できない部分もあり、一つは難病が所得制限も含めて、10割負担だったのが指定されたのが、一部負担になっている2割から3割以下に保険等ほぼ同じような負担になってきているのが現状だということと、難病の指定が増えていいですが、実際には指定にも漏れている難病の方が現実にはまだまだいらっしゃるということと331指定されましたけれども、その一つ一つの難病を見ていくと、結構進行が早いとか進行がとっても緩やかで、日常生活に近々に影響はない等あります。

一応対症療法の薬なりなんなりで一定生活ができる人とそうでない人っていうのは障害とかの病気によって大きな差がある状況だと思っています。

そうするとそういう人の状況に合わせた対応がこの福祉手当というところでは手が差し伸べられるべきだろうと思っていますところでは。

難病で、医療証がでていない人とでていない人がいるっていうのも、改めて、知ったところもあるので、指定されれば、全てその対象なのかと思つたら必ずしもそうでないみたいなことがあったので、そういった状況の中でそこをどうカバーしていくような制度にしていくのがとっても大事だと思っています。

そういう意味では、治療薬がないわけですから、対症療法での治療しかないの
で薬によっては、保険外診療の薬が多々あったりする状況を考えれば、個人の負
担相当なので想像しているところです。

そうすると、ちゃんと仕事は行っていますが、医療費の薬代とか検査料と保険
適用で膨大な医療費になっている方とか、結構頻回に行って検査をしなくちゃ
いけない人とか、障害によって同じ障害でも、進行が進んでいる人とそうでない
人で対応が全然違うだろうと思います。

そういったところをどういうふうに手を差しのべられるかは、この制度だろ
うから、一律じゃなくて、毎週行っていたり、家族の負担が多いところには1万
5000円とか、金額を変えるとかっていうことも、逆に言えば必要だろうし、
そういう今までいろんな福祉サービスが受けられなかった人たちのところへこ
れからどうやって福祉サービスを届けるような形をするのかっていう仕組みを
きちっと患者さんや家族に伝えることが必要だろうと思っています。

そこら辺とあわせた制度改革っていうかな、制度にしてもらえると良いと思
っています。

本当は説明会って当事者の方たちの話を聞きたかったですが、仕事の関係で
聞けなかったので、ぜひ切実なそういう声をくみ取りながら施策にしながらて
いただけるとありがたいなと思っています。

(会長)

もともと病気は福祉制度の中に入っていなかったもので、3障害となり、知的障
害、身体障害、それに条件は悪いですが、精神障害については、福祉制度、手帳
があった。難病については、福祉的な対応は極めて不十分なため、三障害に比べて、
条件の悪い中で、何とか活用できたらこういった手当だと思っています。もともと条
件が悪いです。その全体の中で削除するのはどうかと思う。

出された方が議会でこういう議論なので、保留なのでしょうが委員の方のご
意見というのは、出され方が非常に曖昧であるのでちょっとこういう場で意見
の出しようとか方向性が示されないのですが、他に委員さんのご意見がなけれ
ば、ここで終わりにしませんか。

(事務局)

委員からもいただきましたがご意見は、私もそのように思います。

地域自立支援協議会というのは大きなケース会議という形で、諮問を受ける
とか、そういう組織ではないということで、開催いただいていますので、協議会
の意見を施策の賛否についてのバックボーンの様にするというのはおかしいと
私も思っていますので、今回も、自立支援協議会の方には、ご報告という形でお

知らせさせていただいたという形でございます。

決して皆さんから何かのご意見をいただいて、それを振りかざすようなことをしたいと思っているわけではございません。

また、この条例案についての議案及び資料は8月の自立支援協議会后、すぐに順次委員に送付させていただいており、9月の自立支援協議会合同部会では詳細を説明させていただきました。

しかしながら、皆さんに誤解を与えるような話し方をしてしまっていたら誠に申し訳ございません。

(会長)

いろんな課題はありますが、課題が出され、これほど課題があるのでね、きちっとした報告してもらいたいです。

それを不十分な報告で済まそうとするから、こういった議論になるっていうことをすごく勘違いしています。

難病の方の基本的には在宅等で、なかなか出れない状況が前提なので、普通は出掛けてニーズを掘り起こしてというのが対応の仕方だと思いますが、例えば我々の業界の中で当たり前になっていますよ。

極めてやっぱり不適切な操作でないのかなと思いますので、ぜひきちっと、出てこない方々の意見をどう把握するか、そういうことも含めて、作業を進めてほしいなっていうふうに思っています。

(自立生活支援課長)

自立支援協議会の話をついているところで、そういう部分の話も聞かせていただいてよかったと思っております。

あと先ほど言っていたようなサポート、よりよい方向でやっていくことですし、これをやりましたからといって、対象から外すとかそういうふうな視点でやっている事業ではございません。そこだけご理解いただきたいと言わせていただきたいと思います。

(会長)

予算が大幅に減っています。どう見たって、私たち市民から見ると、予算を減らしたっていうのは、合理化したふうには見えないので、こんな議論が出ているわけです。

具体的にはこの議論はこれからも議会で、掘り下げられると思います。

(2) 自立支援協議会専門部会の会議録について

(事務局)

資料2の自立支援協議会全体会8月29日の会議録になります。

事前送付という形で資料出させていただきましたが、ご確認いただきまして修正等ございます場合は、12月の4日までにご連絡いただければと思います。

あわせまして部会の報告書は資料1でお出ししましたが、それにつきましても、ご確認いただいて修正等ある場合は12月4日までいただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

(会長)

お手元に会議録ありますが、後でじっくりお読みいただいて、ご意見がありましたら事務局までお願いいたします。

(3) 障害者週間スペシャルイベントの協議会委員出席依頼について

(事務局)

資料3は障害者週間のスペシャルイベントへの出席依頼についてです。

協議会の委員の皆様には障害者週間シンポジウムにおいての出席をお願いいたしますということで高橋会長からの依頼文書となっておりますので、よろしくお願いいたします。

(4) 小金井市地域自立支援協議会設置要綱について

(事務局)

資料4は小金井市地域自立支援協議会の設置要綱です。

大きく変わったところは、第3条第6号「障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取り組みに関すること」というのが追加されたということと、第6条の2に差別解消委員会の規定が追加されたということです。

弁護士については、弁護士会に依頼してしまして、回答待ちの状況です。

(副会長)

もうこれは制定になって施行されているので、覆らないとは思いますが、非常に残念だと思っているところです。というのは5月の自立支援協議会で条例制定が間もなく決まるだろうからそれを想定した要綱を考えて作って欲しいということで、修正案というか代案が出されていましたが、今回のでいくと、第3条第6号で差別事例の対応ということで、自立支援協議会が担うという1文になっていますが、もう一つ、条例制定後の見直し検討3年に一度検討するというのが自立支援協議会の役割ではないからそういうことを触れていないのか、どう

なのかと言う事。差別事例を審議していくための委員の中ですのであれば、委員の増員を要望として出ささせていただいたし、これまでも自立支援協議会の中で、当事者の方の参加が少なすぎるのはいかがなものかというのが何人かから意見がずっと出てきているとは思いますが。

そういう意味ではこの条例ができて、それに伴う要綱の改正であれば、そういったところが反映していくべきだろうと思っているのに、全然変わっていないというのが非常に自立生活支援課の本気度やる気度っていうところも問われるのかなと思って少しがっかりしているところです。

変えられるのであれば、変えていただければと思っています。

それから差別解消委員会ということになっていますが、これは会長が任命することになっていきますので、もう一つはその差別解消委員会に出てくる委員報酬とか、そういうのはどこで触れているのか？東京都の差別解消法では、講師として位置づけがあって非常勤講師としてちゃんと賃金が発生するという条例の中に書き込まれていますが、そこら辺が全然反映されてないと思います。

私も少しそんなのを入れたりして、提案させて頂きましたが、どういう予算措置が講じられているか考えられているのかも含めてちょっと御説明いただければと思います。

(事務局)

主に2点ご質問を受けましたと思います。

いろいろ意見をいただいたのに、事務局としてこれは残念だという話とそれから2点目が委員報酬の件が読み取りづらいというところがございます。

まずいただいたご意見は重く受けとめさせていただいたところではございますが、様々ありまして、このような表現になったというところがございます。

それから2点目の委員謝礼のところでございますが、見つけている方もいらっしゃるかと思いますが、第9条で「市は協議会委員会の委員に対して予算の範囲内で謝礼を払う」となっておりますので、差別解消委員会には、謝礼が支払えるという形の要綱になっているところがございます。

(委員)

予算の範囲内ということであれば多分そんなに差別事例の委員会が招集されないということだろうと思いますが、本来ならこの協議会の中に虐待防止とか障害者センターの方を中心にして窓口になっていますが、この間、議会に今年度は通報が何件あって、それが通報で終わっているのか、解決までに相談をした件数とか未だに一向に報告されたことはないです。

そうすると今後、この差別事例についてはどういう形で報告をされて、委員会

がどういふふうに立ち上がっていくか、その辺はどういふふうに考えていらっしゃるのか？

(事務局)

大事な話ですが、時間をなるべくとらないようにご説明をさせていただきます。

まず、虐待事案についてはすでに基幹相談支援センターが虐待防止センターらせていただいておりますのでそちらで対応をしております。

そちらも報告すべきというご意見としてはちょっと受けとめさせていただきますが、どのように出せるかというところに付きますと、まずこちらについてはそのようにお答えさせていただきます。

その上で差別事案については、市が自立生活支援課や基幹相談支援センターの方でそういった事案があったらという形での対応を想定しているところでございます。

こちらの件数が、多ければいいとか少なければいいとかっていう議論ではなしに事実ベースでお答えさせていただきますと、お隣の国立市では差別解消条例を施行しているところでございますが、当年に1件あるかないかというふうに言われているところでございます。

先進市の八王子市は、年度によって違いますが、2件から6件ほど年間あるというふうに言われているところでございます。

そうしますと、人口に偏りがなければというところでございますが、八王子がだいたい人口60万から70万で、小金井市がだいたい人口12万～13万という形で考えると、年に1回ぐらい、そういったものが起こり得るだろうというふうに想定しまして、委員謝礼としましては、年2回で予算として、9月議会で可決をいただいているというところでございます。

(会長)

様々の中のいくつか具体的な例えば当事者参画を含めて、あるいは条例の見直しの問題含めて、ご回答できればお願いしたいと思います。

(事務局)

こちらは公開となっているので、行政の具体的な予算の意思決定につきましてまずはちょっとお答えできないというところでございます。

(会長)

当事者の参加の問題とか、条例の見直し、3年後にあるというふうなことも、

そういうことについて、矢野委員が申し上げたと思いますが、それに対する回答が様々ということでは回答になってないと思います。

(事務局)

失礼いたしました。

まず3年後の見直しということにつきましては、こちらの経過はご存じかと思いますが、事務局としては3年という記述を入れずにどうでしょうかという話をさせていただいたところで、最終的には委員の方からですね期間の目途がないと何も見直さないということはよくないだろうという形で3年というふうに入れさせていただきました。

必ず3年後に見直すということではなくて、状況に応じて考えていきたいというふうに、ご了解もしくは全体として確認をさせて頂きたいと思いますので、例えば自立支援協議会で事務局があまり喋ってしまうのはよくないと思いますが、具体的に差別解消委員会が立ち上がって何件か事例の対応をして条例を直した方がいいよねっていう話になって、それで直すとかっていうようなイメージなのかなと思っております。

でこちらについてちょっと事務局からですねこういうふうに直しますっていうふうにちょっと言ってしまうのもちょっとなかなか悩ましいところということで、お答えさせていただきます。

それから、当事者部会の参加とかそれから矢野委員から言われましたもっと委員を増やせないかということにつきましては先ほどちょっとお話させていただいたとおり、予算に関する形成経過については具体的にはちょっとお答えできませんので、ご容赦くださいというところです。

(会長)

私の任期の中で、少しきちっと議論していくことで当事者の人も参加するような枠が委員の構成を含めてできれば、当事者の参加っていうのはやっぱりずっと議論されているわけですが、そこは十分検討の余地があるかなというふうに逆に言うと、あと私はそういうふうにと考えたところなので、委員の方々について当事者の参加が多い方が良いと思います。

(委員)

先ほど矢野先生がおっしゃっていた条例の見直しについてですが、3年を目途にという説明をしていただきましたが、おそらくこの要綱の中に条例の見直しをこの協議会がやるのかどうかが入ってないっていう意味でおっしゃったのかなと思いましたが違いますか？

(事務局)

自立支援協議会は、委員からも冒頭お話しいただいたとおり、あくまでも広い意味でのケース会議ということがありまして地域の課題をどのように解決していこうかというふうに知恵を集めて行う会議体とっておりますので、条例を制定するという、自立支援協議会のいわゆるやることを明記するというのはちょっと若干意味合いが違うかなと思っております。

それから、あくまでも条例は市が行うものとして、市が行うにあたって足りない知恵のところを自立支援協議会からいただくというところがございますので、読みづらいと思いますが、第3条第6号というような表現になるというところがございます。

第3条第6号をもう一度読みますね。

「障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取り組みに関すること」という形になりますので、差別事案の取り組みも当然のことですが、それに係る取り組みと相談も含めてと考えますと、全般的にどういうふうな差別解消していこうかということ自体も自立支援協議会で話しますよ。

特に差別解消委員会の方で話していただきますという形になっておりますので、条例って書き方をしないで例えば自立支援協議会で今パンフレットとか周知活動とか様々なことをお願いしています、差別解消の取り組み全般を行っている中に条例についての知恵ご意見をいただくということも含まれているというふうにお考えいただきたいというところがございます。

(委員)

以前矢野先生から出された協議会の案なんか非常にふやしてという案を読ませていただきましたが、それをそのままは難しいなと私は思いました。

しかし東京都の自立支援協議会のやり方っていうか勉強会に行かせていただいて、やはりいろんな地域で違った同じ一番元の障害者総合支援法があった上での協議会の設置というのはだいたいどこの自治体でも同じですが、そのやり方は工夫があつてすぐさま結論を出すということよりもやっぱりこの協議会の中で現実的には協議体とってそういうことはしてないので言いながらもかなりやっている現状があるので、現状に合わせた運用のできる協議会なるように少し組織作りについては検討を加えた方がいいと思います。

今期の内にできるかどうかはわかりませんが、検討課題の中に入れていただいてやっていくのがいいのではないかなということです。

(会長)

事務局と委員会との信頼関係のもとでかなり施策などに踏み込んだような議論もさせていただいていますし、委員会の助言という形もあり、これは杓子定規に考えないで市民の方にとって有益な提案ということも含めて、またまた議論できればなというふうに思います。

(5) 移動支援事業に係る運用について

(事務局)

資料5の移動支援事業に係る運用についてです。

地域生活支援事業の一つでございます移動支援事業は、平成18年度の事業の開始当初から夜間の時間についての規則に定める時間と事業実体が異なっていたということが、先日判明いたしました。

このことについて、報道機関発表した際の内容となっております。

この移動支援事業の前身にあたる事業というのが知的障害者在宅介護支援費による、移動介護の事業というもので、この事業における夜間加算の時間はやはり午後6時からというふうにされてございました。

ですが、平成18年の小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則を制定した際に夜間加算の時間として午後8時からとしまっていたということでございます。

現状では、事業所の皆様にこういったことがあったということのご説明をし、昨日の厚生文教委員会でも報告をさせていただいたという状況でございます。

(委員)

調整するとはどういう方向で調整するのかちょっとよくわかりませんが、夜間支援加算が午後8時から10時というよりは、午後6時から10時以前の移動支援と加算のところに条例を戻していくということですか。

(事務局)

実は11月の1日に、午後6時からに直させていただきました。

(会長)

この間小金井市も大変なご苦勞をされたと思います。

3 協議事項

(事務局)

資料6は赤濱委員からの提案資料です。

資料7は畑委員からの提案資料、資料8と資料9につきましては小幡委員からの提案資料です。

3人の委員からいただいたものをご提示しました。

(赤濱委員)

今皆様のお手元にお配りしております。資料6-1「子どもも親も先生も知ってよかったメンタルヘルス」というもの、こちらについてご説明させていただければと思います。

この冊子は、小金井市精神障害者の地域生活支援を考える会というところが設立15周年記念として作成したものととなります。通称「考える会」と言っています。

15年ほど前に保健所の再編や自治体への業務移管に伴って、それまで地域精神保健福祉連絡協議会として開催されていた小金井市の旧福社会館会場に月1回のペースでやっておりました。

その後、市内の関係団体、個人の参加を得て現在は会場を地域生活支援センターそらで開催しております。

こちらですが、そもそものところでは2015年、平成27年から自立支援協議会で検討が始まった障害者差別解消条例の作成で考える会から推薦した家族会の森田委員を中心に、八王子市の条例を参考に、児童生徒への教育の必要性を訴えてきました。

市の素案提示後は市民の意見交換会やパブリックコメントで訴えて家族会からは陳情書を提出し、市議会厚生文教委員の議員さん達も八王子市視察に行かれて、修正案を提出しました。

その結果、2018年10月1日の施行となった小金井市障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例では、教育の11条の2項に、市は幼児児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持ち、正しく理解するための教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとするという条文が入っていたかと思えます。

資料6-2は、こちらもこの考える会の方に参加されているスペースらく2からの提供資料になりますが、先ほどの平田委員からのお話もありましたように、学校教育の場でもそういった精神疾患に関することについては教育の方を推し進めるということの中で、40年ぶりに教科書の中でも2022年度から、掲載されるということになり、その背景には精神疾患に罹患する若者が多いと現在の健康課題の一つで理解を進める必要があるというふうに行政からのコメントも出ています。そういった時代背景がある中で、この考える会としても、設

立15周年ということで小金井市条例の施行に合わせて「知っててよかったメンタルヘルス、子どものためのメンタルブックガイド」という小冊子を作成いたしました。

表の表紙の扉には、児童精神科医の夏苺郁子先生から「知ることは、解決への糸口となる」という文章をいただき、小中学生のご家族に呼んでいただけるように配布しております。

今回は1,000部作製しまして、実質15万3000円かかっておりますが、さくらファンドの方から5万円、そして個人様、団体様からの資金カンパ8万3000円ありまして、自己資金2万円で作成しております。

今回のこの小冊子は、障害者週間に合わせてすでに実行委員会の方で検討しているのですが、実行委員会からのお話では、今年度はいろいろな展示を小ホールの周りのスペースがあるので、実行委員としては100部、ご自由にお持ちくださいという形で冊子等を置いて、紹介にある数いろいろな本も実際に書籍と一緒に設置して、ご覧いただくという形でやろうという話になっているというふうに聞き及んでおりますが、そういった流れで今動いているところも踏まえて、委員の皆様には、ご承知いただければとお話させて頂きました。よろしくお願いたします。

(会長)

私も発達相談をしていて、今地元で小中高校生を対象にして生きづらさについて調査させていただいています。困難な子どもたちがすごく多いです。またどこにどうかかれば良いか、手掛かりが分からなくて、先生もなかなかそういった専門知識を持っていなく、対応できないということがあります。

大事なご提案ですので、教育委員会も含めて、子どものメンタルヘルスをどう進めていくか小金井市バージョンみたいなものを積極的に進めていきたいと赤濱委員から、貴重な意見がありましたので、障害者週間の壇に置くということも大事ですが、それから一歩進めて障害理解のための設計を詰めていただければと思います。

(畑委員)

資料7についてです。以前から防災について、話し合いたいということをお話ししましたが、災害時の備えについて、8月から10月にかけて、知的障害児・者の親御さんから聞き取りをしました。

一部の方ではありますが、割と意識の高い方たちだったんですけれども、小学生から成人までの親御さん、当事者を持っているわけですが、ほぼ全員がライフラインが止まったら避難所に行くと言っていました。

そして避難所に行く理由は支援物資がもらえるということをおっしゃり、皆さんおっしゃって、いやいや、最近の災害の大きさ等行政も被災することを考えると助けてちょうだいっていう人等により、自分でできることっていうのもちよっと考えていこうよっていうことを、いろんな形で話をしました。

自助を掘り下げていったらいいのではと思います。親の会ではお話しているうちにそうだよねって話にはなってきました。

ただ、中には障害があるから助けてもらうのが当たり前だという意見が変わらない方もいました。

自分にカスタマイズした備えというのは自分ができるわけだから、やはり自宅でどれだけ踏ん張れるか。

東京都は一週間の備えと言っていますが、避難所に行くとしても一時避難所に行って情報収集をし、何丁目の誰々無事ですと言ったら、次の避難所と思うより、家に帰れるように考えていくべきではないかと思います。

住めない状態でない限り、また家が壊れそうだって言ったら話は別ですが、無事であるということをごどこかにアピールしたら家に帰って家で被災生活をするということを考えていかないと、助けてくださいって言っている間に命が途絶えてしまう。

今の時代、そのくらいの災害が起きやすくなっているように思ってこの八王子のハンドブックは、自助という言葉は具体的にはありませんが、ここに書かれていること一つ一つ読んでいくと、我が家でもこういうことができるというのが思いつくような障害別のことも書かれている。

参考資料として、市の方が見つけてきてくださったものですが、全体会で情報とか知っていることってというのは集めていくと小金井の新しい情報としてあるよってというのが集まってくるのではと思います。

前回ちょっと人数が少なかった全体会でお話ししましたが、お薬手帳を持っていると、災害時には処方箋がなくてもお薬を出してくれるとか、薬局や病院が増えている様です。

それをおくすり手帳で出してくれる薬局を市が調べますって言ったら大変ですが、私が通っている薬局はどうかなってというのはすぐ電話1本で聞けるわけですし、若しくはそこがお薬手帳だけでは出しませんと言ったら要請してもいいと思います。

やはり自分でできることを個人で掘り下げていって我が家の防災計画っていうのを考えられるようなヒントを、自立支援協議会で考える時期では思って提案させていただきました。

(事務局)

元々は、この地震においてのたしか第四期から第三期のときに防災について本人中心にお話いただいたときの経過がありまして、1回、失礼ながら区切って終結していたところですが、この間様々な災害があるというところがありました。

行政に助けて欲しいということは否定しないもの、行政自体が被災して役に立たないと思えばやっぱり自分たちで考えていきたいというご意見をいただいたところでこの資料を出させていただきました。この資料自体は八王子市のホームページに載っておりますので、ここにありますというふうにお伝えすることはできます。

その上で、ここから先の話は八王子の担当者にOKとれば、赤濱委員から言われましたが、展示物の中に、八王子のハンドブックを入れていいかどうかというふうに話をさせていただいてご了解取れば置かせて頂きたいと思っております。

(会長)

今もう一つ重要なことは、防災関係でやりました。

量はこれほどボリュームありませんが、パンフレットも作りました。

前後に小金井市の防災計画の見直しがされましたよね。もう少し違った視点で考えられたらと思います。

(副会長)

小金井市の防災計画は改訂版が出てホームページ見れば分かりますが、膨大です。

小金井市の防災計画、そこに高齢者や障害者の避難誘導のためのページがちょっとあるだけで、あともう一つは避難所となるのは公立の小中学校ですが、その運営マニュアルがあるとは思いますがホームページでは見れませんでした。

基本的にはそこへ自分の身近な小学校が避難所なのでそこへ相談に行けるかどうかというのが一つキーポイントになると思います。

そうすると、避難所の運営のところでどういう風に、障害のある人やお年寄りや乳幼児っていうのを小学校の中でそういう避難スペースをちゃんと確保できるのか、そういうこともあるだろうし、そうそこに来ないでもその学区の中の自宅で待機している人がこんな形にいる、支援物資の食料が足りない、お水を届けに行くとかそういうことができるような仕組みをどう作るのかっていうのは、避難所運営の運営マニュアルにとっても大事だと思います。行政や現実的には、地域住民との大きな課題だろうと思っています。そこがどう作られるかがとっても大事だと思います。熊本でも福祉避難所ができなかったと新聞の記事を資料

として出させていただいておりますが、課題は沢山あります。

福祉避難所をどう作るか、一時避難所の小中学校が開設された後になりますが、現実的には福祉作業所や入所施設が被災して、受け入れられないような状況で、自治体と協定を結んでいたりという現実があります。

本当に実態に即した福祉避難所はどうあるべきか考えていかななくてはならないと思っています。小金井市の場合は洪水とか水害の想定は非常にしにくいと思う。火災とハケを中心に崖崩れとかで、交通遮断にどう対応するかが基本的な対応だと思っています。

そこに焦点当ててどうしたらいいかっていうのはやっぱり防災計画をきちっと立てていく必要があると思っています。

ハザードマップも府中市なんかは結構丁寧です。多摩川が氾濫するということを含めた結構シビアなマップが配られていますが、小金井市のハザードマップわかりにくいですね。

そこら辺の丁寧さも今後必要だろうと思っています。そういうこと中で必要最低限僕らが自分たちでどう自分の身を守るかっていうことを障害があってもなくてもやっぱり考えなきゃいけない状況だと思っています。

その辺少し生活支援部会で考えられる時間があれば考えていきたいと思っていますが、自立生活支援課として防災計画に提言をしていくようなことが求められていると思います。

(会長)

生活支援部会では、主たる課題は防災を復活して検討して頂きたいと思っています。

(委員)

資料8をご覧ください。

12月8日土曜日の障害者週間シンポジウムについて資料見ていただければわかりますが、第1部は野沢和弘さんの講演テーマは誰もが暮らしやすいまちを考える、第2部は市民を交えたパネルディスカッションということで「誰もが暮らしやすい小金井市を考えよう」ということで、考えています。

それから、三笠委員さんからご紹介いただきました渡辺紙器工業株式会社の代表取締役社長の渡邊さんに来ていただきます。

それから小金井市東中学校のPTA会長、水上さん呼びます。

それから、自立支援協議会の田中麻子さんをお願いをして、4名でお話していただきます。

その内容については、第一部の野澤さんにお話いただく。依頼内容がこのよう

になっています。

第2部は野沢さんの講演を聞いてまたあと障害を持つ方との出会いもしくはそうですねここに括弧書きで書いてありますけど、別について考えることを感じていることっていうところまではおそらく時間はないだろうと思いますけれども、やはり障害を持つ方との出会いをメインに聞いていって、そして、誰もが暮らしやすいまちになるために、それぞれの立場から必要だと思うことをお話していただけたらと思っています。

ここで私お願いですが、司会が私1人になっていまして、どなたか是非お願いしたいと思っています。

(委員)

先日は、室岡委員に活躍して頂いたので、今回は吉岡委員お願いできますか。

(吉岡委員)

恐縮でございます。お受けいたします。

(委員)

2時間ということだと120分ですが講演が50分あたりで、パネルディスカッションが50分で100分、挨拶が10分、会場からの質問や意見が10分ということではよろしいですか？

(委員)

そこがやはりとても一番悩みです。大変なスケジュールを見ていただけると分かりますが、最初の開会の挨拶が二つあります。

市長の挨拶と実行委員長からの挨拶とかありまして、そこが入って50分ですので実際に会場からの声を聞く時間がないと私は思っていますが、やはりそこは入れて、ディスカッションのときの持って行き方ではあると思いますが、実際に4人の方にお話していただくだけで精一杯ではないかと心配しています。そのところでちょっとご意見をお聞かせいただきたい。

(委員)

せつかく市民が集まるので、来ていただくということであるので、全くないというのはちょっと異常な感じはしますね。

挨拶は、もっと少なくした方がいい。

(会長)

大賛成。私は全部なしで、市長が挨拶しないわけにいかないと思いますので。市長の挨拶で、あとはすぐに入ってしまったいいのでは。挨拶なし、最後にまとめをやればいい。圧縮でやれば良いと思います。そうすると、それでも10分確保できるわけですから。大変ですが、パネル時間で司会の方でぜひお願いいたします。

(委員)

まず来場者の他の質問のときのやり方として、こういうやり方はどうかなっという一つの提案のところですが。

始まるときに、A4の半分ぐらいの大きさのメモ用紙を渡して、講演が終わったときに聞きたいことはそこに書いてっていうふうにしてそれをいったん集めて、たくさん集まったとしても、それをざっと見て、そんなからピックアップしてくってというのがいいのではないかと思います。

(委員)

ご提案ありがとうございます。

おそらくそのピックアップさせる作業がとっても大変だと思います、お手伝いいただけますか？

(会長)

実際、発言はなるべく抑えることが大事だと思います、説明も過度にしない、そこはできれば控えて頂いて。

私もお手伝いしてやりますので、なるべく市民の方の意見をたくさんいただきますという言い方でお願いいたします。

(事務局)

資料11は、司会の部分は小幡部会長と吉岡部会長という形でタイムスケジュールはこの形で会長と司会挨拶のところはなくしたりとかっていう形で考えられればと思っております。

この部分については小幡委員お話をさせていただいて、良い方向で進めさせていただければと考えてございます。

資料10は、野沢さんの方にお出しさせていただくシンポジウムの講師のお願い文ということでまた申し訳ないですが、会長の名前でお出しさせていただければというふうに考えてございます。

(委員)

シンポジウムのパネルディスカッションで来ていただくとお二人にも出していただけますか。

(事務局)

はい、出します。

4 その他委員からの発議

(委員)

DE T障害平等研修紹介セミナーのお知らせの資料をごらんください。

これを中開けていただきますと私の方から提案資料ということで提案を書いて前にも一度お話をさせていますが、自立支援協議会で障害差別とは何かということを当事者から学ぶ研修を開催しませんかということです。

障害平等研修ということをやっている団体ですが、当事者の方がファシリテーターとなって実際にサービスとはいったいなんだろうという説明を前半、そして後半はグループでちょっと実際それはどういうことだろうということディスカッションして行って、一緒に考えていく講座になっております。

その企画案のところに所要時間や費用も書いております。

費用についてはいろいろと相談にのってくれるということですので。

ちなみに研修は八王子の方の自立支援協議会でもやるという方向で決めたというようなお話を聞いております。

それから小金井市の他のところでもやる方向の話もちょっと耳には入っていますが、ぜひやはり実際に差別解消条例ができて、そして実際出てきた事例について検討していくだらうと思われる私達メンバーがこのことを本当に自分のこととして、差別ってなんだろうって考える機会を体験しておくのはとても大事なのではないかなと思っています。

私としては、今年度ではなく、来年度にこれを実施。

そして自立支援協議会が主催で、できれば私としては誰でも参加できるような形で開催提案したいと思います。

(会長)

何度か出されても、なかなか時間がなくて、今回は具体的な内容も含めて提案されておりますので、ちょっと時間が過ぎていますが、ちょっとここで、ぜひ今回具体的な内容とかそれから中身の内容、時間とか費用とか見ていただいて提案としては、次年度開催ですかね。

予算確保も含めてと言う事で如何でしょうか。

(委員)

事業所向けに差別解消条例についての説明を都の職員が事業所に来て話をしてくれるってことで今ちょっと私も打診をしているところではありますが、地域の当事者の方々とか、市民の方にも参加していただくことは可能かということで、それは本来の定義からいう事で上の者と検討になりましたが、この提案も広くいろいろな人に参加頂けるというところでは同じに見えるので、ぜひこういうものを小金井市でやれるというのは良いと思っています。

(会長)

積極的な意見が出されましたけれど、そのほかいかがでしょうか？
このことについて具体的な参加者の声などありますか？

(委員)

具体的な参加者の声っていうところはすいません私の方ではちょっと用意してはいませんが、疑似体験と違うっていうところですね。車椅子に乗ったり、目隠しするなどの疑似体験はよくありますが、社会的障壁などが沢山出てきています。これをいったいなんだろうと一緒に考える機会はないのではないかと思います。

もう一つ資料でそこにお出ししていますがA4で、2016年度実施一覧って書いてあるからこれだけのところで実際に実施している所です。

そして実際に聞いた方の声を用意できていれば良かったのですが、すみません。

(会長)

値段はどうなっていますか？

(委員)

このファシリテーターの数によって大分違ってくと、あとファシリテーターの方に遣って多少違いがあるそうです。

その中でやはり協議会とかでやる場合はもうちょっとこういろいろと相談に乗ることは出来ると聞いています。ぜひ実施して欲しいとの願いも込めて、お話いただいております。

たぶん一番お金がかかってこれくらいだと思います。

(事務局)

たまには前向きな話からさせていただきますと、もしもこの事業者と契約を

して研修を行うということであれば自立支援協議会の総意としてこの業者に研修をお願いしたいというふうに確認をちょっと議事録でいいのでとっていただきたいというところがございます。

これは前向きな話です。

後ろ向きな話はやはり予算作成の形成過程についてはコメントできないので、事務局としては努力をさせていただきます、としかちょっとお答えできないというところがございます。

(委員)

費用のところの括弧の中でNPO教育機関等の広域性のある団体ということ、この後の1から55までの中でいうとだいたい行政か、NPOかということですが、すけれども、NPOになってない任意団体っていうか、例えば精神障害者家族会なんかも入るのかどうかを含めて、公益性がある団体っていうのはどういう意味なのかちょっと説明をお願いしたいと思います。

(委員)

すいません。

今回は自立支援協議会でやるということなので聞いてるので、そこまでちょっと詳しくは聞いてはいませんが、公益性のある団体って言った場合、今NPOや広域性のある団体っていうところですよ。

(委員)

例えば家族会とかそういうところは公益性があるとはいえないと思います。その認識は私もちょっと分からなかった。

(事務局)

ちょっと事務局が答えるかどうか迷いましたが、お答えさせていただきます。

具体的な価格については状況によって異なるので、その都度相談させていただきますという話になったので、これだから幾らっていう決めつけではないようなお話でまとめていただいた方がいいかと思います。

(委員)

この取り組みの発見型学習っていうのは非常にありがたく思います。条例ができて、非常に不安に思っていたことがあります、条例ができて難しいから怖いから障害者に近づくのをやめようっていうそういう発想を持った方も必ずいるだろうなと思って。

余計敬遠される方もいると不安に思っていたところですが、これで発見型学習というのは自分には何ができるのかということをも自分で考えるチャンスということなので、また障害者自身がファシリテーターということもありますし、こういうことが合理的配慮ですよ。やめなさいではなくて自分は何ができていうことを考えるチャンスであるということがすごくありがたくて、ぜひこれ出来たら嬉しいなと思います。

(会長)

全体としては前向きな意見がたくさん出ていましたよね。

費用については課題で12月はもうできませんから、1月の合同部会か2月全体会で決められるようなら、小幡さんはもう少しご準備頂いてです。あと事務局とも少し調整していただいて。

(事務局)

余り予算の形成過程を言っではいけないので、ギリギリ言える話で、障害平等研修フォーラムさんの方に幾らですかっていうアプローチをさせて頂いて、何とか対応しようと思っているところですが、必ずお金が取れるという約束もできないところも踏まえてご議論いただければなと言うところです。

(会長)

要するに全体で対応してく予算が取れないというところもあるし、それから値段が折り合わないということも、まだありますよね。

そこはちょっと提案者と事務局の方で進め頂いて、次回の提案という形でもう少し一歩進める形で提案ができればいいと思いますのではよろしく願います。

積極的に進めて一緒に進める方向でご準備の方お願いいたします。

(委員)

先ほど防災の話が出ましたが、民間レベルで社会福祉協議会と青年会議所が中心になって12月16日に防災交流会みたいなものをする団体のネットワークを作るという企画がありますのでマロンホールなので、チラシが出来ましたら、障害者週間とかに配らせていただきたいと思います。

次第3 次回の開催日程について

(事務局)

開催日程前に一つだけ障害者週間の関係でお知らせいたします。

シンポジウムが始まる前の実行委員長の挨拶ですが、今年は手話で障害者週間実行委員会の委員の平野さんをお願いしておりますことをご報告させていただきます。

次回の予定につきましては、障害者週間のシンポジウムの方に出席いただける方は、12月8日、土曜日という形になっております。

自立支援協議会の会議につきましては、専門部会ということで、来年1月15日の火曜日の17時から前原暫定集会施設を予約しています。

都合が悪い等で部会の開催を見送るような場合がございますら、事前に事務局までご連絡いただけるとありがたいです。

(会長)

では、第三回自立支援協議会を閉会いたします。